

令和 7 年度  
教育委員会の事務の点検・評価報告書  
(令和 6 年度事業分)



令和 7 年 11 月  
伊佐市教育委員会

# 目 次

1 はじめに	・・・・・	1
2 基本的な考え方	・・・・・	2
3 点検及び評価の対象	・・・・・	2
(1) 教育委員の活動状況		
(2) 施策及び事務事業		
4 点検及び評価の方法	・・・・・	2 ~ 3
(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価		
(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価		
5 点検及び評価から公表までの流れ	・・・・・	3
6 点検・評価の公表	・・・・・	3
7 伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱	・・・・・	4
8 委員名簿	・・・・・	5
9 内部評価及び外部評価委員会の意見	・・・・・	5 ~ 37
(1) 教育委員の活動		
I 教育委員の活動状況		
II 教育委員会活動評価・外部評価委員評価		
(2) 施策等（後期延長計画）		

## 1 はじめに

伊佐市教育委員会では、「伊佐のふるさと教育」の推進として「地域と学び、未来に生かす人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」という基本目標を掲げ、平成25年3月に「伊佐市教育振興基本計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定し、着実な推進に努めてまいりました。

その推進にあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行について、点検及び評価を外部評価委員会において審議を行い、その結果を議会に報告し、公表してきたところです。

昨年度は、これまでの前期計画や国・県の教育振興基本計画を参照しながら、本市の教育課題を精選し、平成30年3月に策定（5年間計画）した「伊佐市教育振興基本計画（後期計画）」について令和5年3月に点検・見直しを行い、令和6年度まで2年間延長した「伊佐市教育振興基本計画（後期延長計画）」（以下「後期延長計画」という。）を策定し、後期延長計画1年度目の点検及び評価を行い、公表しました。効果的な教育行政の推進と市民の皆さまへの説明責任を果たすため、後期延長計画最終年度（令和6年度）の教育委員会における主な教育委員会の会議の点検、評価を実施し、報告書にまとめました。

教育委員会活動、施策等評価を行った対象事業について、外部評価委員会の意見・評価を受け、伊佐市教育委員会活動を進めてまいります。

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 基本的な考え方

この点検及び評価を行うことにより、事務事業を主管する教育委員会が現状を把握・認識したうえで、その目的達成のために具体的な改善を図ることを基本とする。併せて、外部委員の評価、議会への報告、市民への公表等を通じて、行政に求められる説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進することを目的とする。

## 3 点検及び評価の対象

### (1) 教育委員の活動状況

教育委員会の責任の所在や、委員の非常勤体制等から形骸化しているとの指摘があるなかにおいて、教育委員の活動を広く市民に公開し、教育委員会の活性化を図る目的で、教育委員の活動状況を自己点検・評価する。

### (2) 施策及び事務事業

第1次伊佐市総合振興計画を踏まえ策定した「伊佐市教育振興基本計画」のめざすべき姿の実現のため、9つの方向性に基づき、集中して取り組む38施策について、7年間を通じた総括評価を行う。

## 4 点検及び評価の方法

### (1) 教育委員会活動評価項目・外部評価

活動・事務	評価項目	評価の視点
教育委員会の活動	教育委員会の会議の運営・改善	<ul style="list-style-type: none"><li>●開催回数等</li><li>●議案の審議状況</li><li>●事務局との連携</li><li>●運営上の工夫</li><li>●市長部局との連携</li></ul>
	教育委員の研修	<ul style="list-style-type: none"><li>●研修回数等</li><li>●参加した委員数</li><li>●研修の成果</li></ul>
	委員の活動状況	<ul style="list-style-type: none"><li>●教育委員会行事への参加</li><li>●教育委員会以外の主催行事への参加</li></ul>
	教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"><li>●進捗状況と検証</li></ul>

- ① 一次評価・・・教育委員会自己評価
- ② 外部評価・・・外部評価委員の意見（知見活用）

## (2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価

評価項目	評価の視点
①目的妥当性	●緊急性・必要性は高いか ●施策目的達成の手段として適當か ●公共が関与すべきものか
②効率性	●経費節減の手法はないか
③公平性	●対象や受益者負担の設定は適切か
④有効性	●成果が得られているか（目標達成度）
⑤進捗性	●計画・目的どおりに進捗しているか

## 5 点検及び評価から公表までの流れ

月	作業	点検・評価の方針及び考え方
6月	教育委員会課長会	一次評価（教育委員会自己評価） 評価施策及び事務事業の選定
7月	教育委員会課長会	一次評価（教育委員会自己評価） 評価シート調整
	定例教育委員会	一次評価（教育委員会自己評価）
	第1回外部評価委員会	外部評価委員の意見（知見活用）
9月	教育委員会課長会	外部評価委員会の報告書
10月	第2回外部評価委員会	外部評価報告書認定
	定例教育委員会	外部評価報告書議決
11月	外部評価公表	議会への報告・ホームページ

## 6 点検・評価の公表

市民への説明責任を果たすため、本報告書を議会へ提出するとともに、ホームページへの掲載を行い、点検・評価結果の積極的公表を行う。

## 7 伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行についての点検及び評価を行うため、伊佐市教育委員会外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 伊佐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務の点検及び評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検及び評価に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

#### (任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

#### 附 則(平成27年3月25日教委告示第1号)

#### (施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第2条の規定は適用しない。

#### 附 則(令和4年1月25日教委告示第1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 8 委員名簿

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し、学識経験を有する外部の方々で構成する伊佐市教育委員会外部評価委員会を設置している。

### ○ 委員名簿

職名	氏名	備考
委員	時任俊明	有識者
委員	永田明	有識者
委員	藏原これあき	有識者
委員	山下和弘	有識者
委員	富永雅代	有識者

## 9 内部評価及び外部評価委員会の意見

### (1) 教育委員の活動

#### I 教育委員の活動状況

##### ① 教育長及び教育委員の選任状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育長は、教育行政に関し識見を有する人の中から、教育委員は、教育、学術、文化等に関して識見を有する人の中から、市長が議会の同意を得て任命している。

### ○ 教育委員会の構成

職名	氏名	任期	備考
教育長	春田浩志	令和4年12月12日 ～令和7年12月11日	1期
委員 (教育長職務代理者)	永野治	令和4年12月12日 ～令和8年12月11日	6期
委員	長野則夫	令和7年3月27日 ～令和11年3月26日	5期
委員	久保田悦子	令和3年12月12日 ～令和7年12月11日	3期
委員	長野吉泰	令和5年12月12日 ～令和9年12月11日	2期

## ② 教育委員会会議の開催状況

本市教育委員会の会議は、原則として毎月25日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催している。

会議では、教育行政に関する基本方針や市議会提出案件、規則、要綱の制定等重要な施策について審議を行っているほか、事務局から委員に対し、教育施策に関する各種報告、情報提供を行い、活発な議論が行われている。

なお、会議は原則として公開としている。

(令和6年4月～令和7年3月開催分)

会議	開催数	傍聴者
定例会	12回（月1回）	0人
臨時会	1回	0人

## ③ 審議状況

### ア) 付議案件数

議案	21件
請願	0件
報告	25件

### イ) 会議に付された主な案件

- 教育行政の運営に関する方針を定めること。 1件
- 条例、予算その他伊佐市議会の議決を要する事件のうち教育に関する事項について市長に意見を申し出ること（予算:7件）。 7件
- 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。 13件
- 教科書の採択に関すること。 1件
- 職員及び学校職員の任命その他の人事及び研修の方針に関すること。 1件
- 教育委員会事務局の課長並びに教育機関の長を任免すること。 1件
- 教育功労者の表彰その他重要な表彰に関すること。 1件
- 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。 15件
- 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 1件
- 前各号に掲げるもののほか、重要かつ異例に属する事項に関する事項に関する事項。  
(委員の委嘱・給食センター調理業務等民間委託基本方針・学区外就学・特別支援教育に関する連携協定・奨学生の決定) 5件

計 46件

ウ) 定例会・臨時会における主な審議内容（令和6年4月～令和7年3月）

第4回定例教育委員会（令和6年4月25日（木））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和6年3月25日～令和6年4月24日） 教育委員の活動報告：「小・中学校入学式」「転入教職員着任式」「伊佐農林高校入学式」「伊佐さわやかあいさつ運動」「校長会及び教頭会等合同歓迎会」</p> <p>報告第9号「伊佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について」 報告第10号「伊佐市教育支援委員会委員の委嘱について」 報告第11号「伊佐市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について」 報告第12号「伊佐市社会教育委員、伊佐市大口ふれあいセンター運営審議会委員及び伊佐市菱刈ふるさといきがいセンター運営審議会委員の委嘱について」 報告第13号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」 報告第14号「伊佐市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」 報告第15号「伊佐市立学校給食センター運営委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。 議案第16号「伊佐市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」 ※ 審議のあと議決。 ○ 提出動議なし。</p>

## 第5回定例教育委員会（令和6年5月27日（月））

審議内容	教育長諸般の報告（令和6年4月25日～令和6年5月26日） 教育委員の活動報告：「地区市町教育委員会連絡協議会総会及び研修会」 「市子連総会」「県市町村教育委員会連絡協議会定期総会」「土曜いきいき講座」「羽月小学校運動会」
	報告第16号「伊佐市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」 ※ 審議のあと承認。

## 第6回定例教育委員会（令和6年6月24日（月））

審議内容	教育長諸般の報告（令和6年5月27日～令和6年6月23日） 教育委員の活動報告：「学校訪問（曾木小学校・針持小学校）」「地区社会教育振興会総会」
	報告第17号「伊佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」 報告第18号「伊佐市社会教育委員の委嘱について」 報告第19号「伊佐市大口ふれあいセンター運営審議会委員の委嘱について」 報告第20号「伊佐市菱刈ふるさといきがいセンター運営審議会委員の委嘱について」 報告第21号「伊佐市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」 報告第22号「伊佐市教育支援委員会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。

## 第7回定例教育委員会（令和6年7月29日（月））

審議内容	教育長諸般の報告（令和6年6月24日～令和6年7月28日） 教育委員の活動報告：「学校訪問（本城小学校・本城幼稚園）」「管理職等研修会」「水泳記録会」
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告事項なし。</li> </ul> <p>議案第22号「伊佐市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」 議案第23号「令和7年度に使用する教科用図書の採択について」 ※ 審議のあと議決。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出動議なし。</li> </ul>

## 第8回定例教育委員会（令和6年8月26日（月））

審議内容	教育長諸般の報告（令和6年7月29日～令和6年8月25日） 教育委員の活動報告：「市町村教育委員研修会」「人権同和教育研修会」「市教育講演会」「三島吏恵サマーコンサート」
	<p>報告第23号「伊佐市部活動指導員設置要綱の制定について」 ※ 審議のあと承認</p> <p>議案第24号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）について」 議案第25号「令和6年度伊佐市社会教育関係功労者表彰の被表彰者の決定について」 ※ 審議のあと議決。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出動議なし。</li> </ul>

## 第9回定例教育委員会（令和6年9月24日（火））

審議内容	教育長諸般の報告（令和6年8月26日～令和6年9月23日） 教育委員の活動報告：「第2回地区社会教育振興会運営委員会」「菱刈中学校体育祭」「大口中央中学校体育祭」
	<p>報告第24号「長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領の一部改正について」 報告第25号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第7号）について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第26号「伊佐市立学校給食センター調理業務等民間委託基本方針の策定について」 ※ 審議のあと議決。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出動議なし。</li> </ul>

## 第10回定例教育委員会（令和6年10月24日（木））

### 審議内容

教育長諸般の報告（令和6年9月24日～令和6年10月23日）  
教育委員の活動報告：「県市町村教育委員会連絡協議会幹事会」「湯之尾小学校、山野小学校、針持小学校、大口東小学校運動会」「南永小学校学校訪問」「市民スポーツ大会」「小学校陸上記録会」「市子ども会大会、創作活動大会」「市青少年健全育成大会、伊佐さわやかあいさつ運動推進大会」

○ 報告事項なし。

議案第27号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」  
※ 審議のあと議決。

○ 提出動議なし。

## 第11回定例教育委員会（令和6年11月25日（月））

### 審議内容

教育長諸般の報告（令和6年10月24日～令和6年11月24日）

教育委員の活動報告：「菱刈中学校学校訪問」「始良・伊佐地区教育委員研修視察」「かごしまの教育県民週間」期間中の訪問について」「湯之尾小学校150周年記念式典」「大口東小100周年記念式典」「市小中学校音楽発表会」「海潮忌・文学フェスティバル」「伊佐農林高等学校創立110周年記念式典」

○ 報告事項なし。

議案第28号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第9号）について」  
※ 審議のあと議決

○ 提出動議なし。

## 第12回定例教育委員会（令和6年12月24日（火））

審議内容	教育長諸般の報告（令和6年11月25日～令和6年12月23日） 教育委員の活動報告：「市教委忘年会」「ちむどん」「ふれあい駅伝」「伊佐地区ロードレース大会」
	報告第26号「伊佐市立本城幼稚園管理規則の一部改正について」
	報告第27号「志學館大学、伊佐市教育委員会及び大口病院の特別支援教育に関する連携協定について」
	※ 審議のあと承認。
	議案第29号「伊佐市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について」
	※ 審議のあと議決。
	○ 提出動議なし。

## 第1回定例教育委員会（令和7年1月24日（金））

審議内容	教育長諸般の報告（令和6年12月24日～令和7年1月23日） 教育委員の活動報告：「二十歳のつどい」
	○ 報告事項なし。
	議案第1号「伊佐市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について」
	議案第2号「伊佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について」
	※ 審議のあと議決。
	○ 提出動議なし。

## 第2回定例教育委員会（令和7年2月25日（火））

審議内容	教育長諸般の報告（令和7年1月24日～令和7年2月24日） 教育委員の活動報告：「土曜いきいき講座閉講式」 「地区生涯学習推進大会」「県下一周駅伝」
	報告第1号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第12号）について」 報告第2号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第13号）について」 報告第3号「令和7年度伊佐市一般会計予算について」 報告第4号「令和7年度伊佐市奨学生の決定について」 報告第5号「令和7年度所属学区以外の学校に就学させることについて」 ※ 審議のあと承認。

## 第1回臨時教育委員会（令和7年3月9日（日））

審議内容	議案第5号「伊佐市立小学校・中学校校長及び教職員の人事について」 ※ 審議のあと議決。
	○ 提出動議なし。

## 第3回定例教育委員会（令和7年3月25日（火））

審議内容	教育長諸般の報告（令和7年2月25日～令和7年3月24日） 教育委員の活動報告：「伊佐農林高等学校卒業式」「小・中学校卒業式」「「人生フルーツ」上映会」
	報告第6号「伊佐市教育委員会事務局の課長等の任免について」 ※ 審議のあと承認。

議案第6号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第7号「伊佐市スポーツ合宿等補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

※ 審議のあと議決。

○ 提出動議なし。

④ 議事録の作成方法

要点の筆記及び録音方法により作成している。

また、上記③ウ) の審議内容については、市ホームページに議事録として公開している。

⑤ 学校訪問並びに学校行事等への参加状況（令和6年4月～令和7年3月）

月 日	学 校 等
4月 8日	小・中学校入学式
5月 26日	小学校運動会（羽月小）
6月 5日	市教委学校訪問（曾木小）
6月 20日	市教委学校訪問（針持小）
6月 27日	市教委学校訪問（本城小・本城幼稚園）
9月 15日	中学校体育大会（菱刈中）
9月 22日	中学校体育大会（大口中央中）
9月 29日	小学校運動会（山野小・平出水小・針持小・田中小・湯之尾小）
10月 6日	小学校運動会（大口東小）
10月 10日	市教委学校訪問（南永小）
10月 27日	小学校運動会（曾木小・南永小）
10月 28日	市教委学校訪問（菱刈中）
11月 3日	湯之尾小学校 150周年記念式典
11月 9日	大口東小学校 100周年記念式典
12月 14日	大口中央中学校開校 10周年記念式典
3月 12日	中学校卒業式
3月 22日	小学校卒業式

⑥ 教育委員の研修会への参加状況（令和6年4月～令和7年3月）

月 日	内 容 等
5月 15日	地区市町村教育委員会連絡協議会及び研修会（3名）
5月 17日	県市町村教育委員会連絡協議会定期総会及び研修会（1名）
7月 13日	管理職等研修会（4名）
7月 31日	市町村教育委員会委員研修会（1名）
8月 1日	人権同和教育研修会（2名）
8月 2日	伊佐市教育講演会（2名）
11月 1日	姶良・伊佐地区教育委員研修視察（2名）

⑦ その他の行事への参加状況（令和6年4月～令和7年3月）

月 日	内 容 等
4月 9日	転入教職員着任式
4月 9日	高校入学式（伊佐農林高等学校）
4月 12日	伊佐さわやかあいさつ運動
5月 16日	市子連総会
5月 25日	土曜いきいき講座開講式
6月 6日	地区社会教育振興会総会
7月 24日	小学校水泳記録会
8月 26日	三島吏恵公演
10月 13日	市民スポーツ大会
10月 16日	小学校陸上記録会
10月 19日	市子ども会大会・創作活動大会 市青少年健全育成大会兼伊佐さわやかあいさつ運動推進大会
11月 3日	伊佐市文化祭 羽月西小校区文化祭
11月 14日	小・中学校音楽発表会
11月 16日	伊佐農林高等学校創立 110 周年記念行事
11月 24日	海潮忌・文学フェスティバル
1月 3日	二十歳のつどい
2月 1日	土曜いきいき講座閉講式
2月 28日	高校卒業式（伊佐農林高等学校）

## II 教育委員会活動評価・外部評価委員評価

活動事務	評価項目	評価の視点	令和6年度事業に対する内部評価（自己評価）	令和6年度事業に対する外部評価（評価委員の意見）
教育委員会の会議の運営・改善	教育委員会の会議の運営・改善	開催回数等	<p>定例教育委員会は毎月開催し、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則」に基づいた会次第としている。</p> <p>臨時教育委員会は、教職員の人事異動案件の内申時に開催した。</p>	<p>会議の運営については、伊佐市教育委員会の行政組織に関する規則に基づき適正に行われておらず、文化会館や教育施設などの現地開催といった工夫がみられる点も評価できる。こうした現地開催は、施設の現状把握や今後の整備計画の立案に役立つものであり、教育行政の共通認識を深めるうえでも重要である。スポーツ施設をはじめ老朽化が進む施設もあることから、年1回にとどまらず定期的な現地開催を継続してほしい。</p>
		議案の審議状況	21件の議案及び25件の報告案件について意志決定をした。全ての案件で議決、承認となった。	
		事務局との連携	伊佐市教育大綱及び第2次伊佐市教育振興基本計画（前期計画）（令和7年度～令和11年度）を策定するにあたり、事前に素案を教育委員にお示しすることで、意見を反映し作成することができた。	
		運営上の工夫	定例教育委員会の開催場所について、通常は菱刈庁舎会議室で開催しているが、年に1回程度教育施設で行うことによって、教育委員会所管の施設整備状況等を現地で確認することができた。（令和6年度は文化会館で開催）	

活動事務	評価項目	評価の視点	令和6年度事業に対する内部評価（自己評価）	令和6年度事業に対する外部評価（評価委員の意見）
教育委員会の運営・改善	教育委員会の会議の運営・改善	市長部局との連携	<p>毎月1回三役（市長、副市長、教育長）が協議を行い、情報共有を行っている。</p> <p>総合教育会議においては、「第2次伊佐市教育振興基本計画及び教育大綱について」を議題とし、教育長から策定中の第2次伊佐市教育振興基本計画の基本目標基本方針について説明があり、これまでと同様に基本計画をもって教育大綱に代えるとする市長の方針に全委員が賛成し、教育大綱が決定した。また、その他で第3の居場所についてや、郷土芸能保存、スポーツ合宿補助についての意見交換がなされた。</p>	また、第2次伊佐市教育振興基本計画の策定に際しては、市長部局や教育委員の幅広い意見を聴取・反映しており、市全体で教育行政を推進していく姿勢が示されたことは大いに評価できる。さらに、市長部局との協議において「第3の居場所」などの課題について、協議が行われていることは発展的な取組で評価できる。
教育委員会の活動	教育委員の研修	研修回数等	<p>●研修名（参加委員数）            ①主催            ②開催日            ③開催場所            ④内容</p> <p>●始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会及び研修会（3名）            ①始良・伊佐教育事務所            ②令和6年5月15日            ③始良市            ④講演            「当面する教育行政上の課題について」            県総合教育センター            永田孝哉 所長</p>	各機関が開催するさまざまな研修に積極的に参加し、教養や知識を高める機会を設けていることは、本市の教育方針を推進していくうえでも重要な取組である。また、教員確保をはじめ幅広い教育課題について学ばれており、その知見を学校教育や本市の教育施策に活かしてほしい。

教育委員の研修	研修回数等	<p>● 県市町村教育委員会委員研修会（1名）</p> <p>① 鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会 ② 令和6年5月17日 ③ 鹿児島市 ④ 講演 「第4期鹿児島県教育振興基本計画について」</p> <p>● 伊佐市管理職等研修会（4名）</p> <p>① 伊佐市教育委員会 ② 令和6年7月13日 ③ 菱刈庁舎 ④ 講演「管理職に期待すること」 石踊政昭氏（元鹿児島市教育委員会教育長）</p> <p>● 市町村教育委員会委員研修会（1名）</p> <p>① 鹿児島県教育委員会 ② 令和6年7月31日 ③ 鹿児島市 ④ 講話・意見交換 ・教員確保に向けた取組について ・学力向上及び教育の情報化について ・県立いろは中学校について 講演「教育委員として」 協議「不登校対策について」</p> <p>● 人権同和教育研修会（2名）</p> <p>① 伊佐市・伊佐市教育委員会 ② 令和6年8月1日 ③ 伊佐市 ④ 講演 「なぜ差別はなくならないの」 隼人・人権啓発センター 山口善継 館長</p>	さらに、「教育日本一」を目指す過程において、福祉の心についても学んでいく姿勢は注目すべき点であり、どのように具体化されていくのか期待されるところである。今後は、研修の成果や学びをよりわかりやすく報告いただくことで、市民や関係者からの理解と評価が一層深まるものと考える。
---------	-------	--	--

		<p>●伊佐市教育講演会（2名）</p> <p>① 伊佐市教育委員会(学校教育課)</p> <p>② 令和6年8月2日</p> <p>③ 菱刈庁舎</p> <p>④ 講演（オンライン） 「主体的な学習者を育む自己調整学習について」 木村明憲 准教授（桃山学院教育大学）</p> <p>●姶良・伊佐地区市町教育委員研修視察（2名）</p> <p>① 威良・伊佐教育事務所</p> <p>② 令和6年11月1日</p> <p>③ 鹿児島市</p> <p>④ 視察 ・鹿児島高等特別支援学校 ・鹿児島地方気象台</p>	
	研修の成果	数々の研修会等に参加し知見を深め、県内市町村における取組等の情報収集に努めた。	

活動事務	評価項目	評価の視点	令和6年度事業に対する内部評価（自己評価）	令和6年度事業に対する外部評価（評価委員の意見）
教育委員会の活動	委員の活動状況	教育委員会行事への参加	<p>各小中学校、幼稚園を訪問し、状況確認、適切な指導・助言を行っている。</p> <p>また、伊佐さわやかあいさつ運動、二十歳のつどいなど生涯学習分野等に係る行事にも参加している。</p>	<p>教育委員会の行事だけでなく、地域のさまざまな行事にも積極的に参加されていることは評価できる。こうした多様な立場での活動を通じて得られた見識を、引き続き教育委員会の取組に反映させ、地域と一体となった教育の推進に役立てほしい。</p>
		教育委員会以外の主催行事への参加	<p>教育委員としての立場だけではなく、保護者や市民の一人として様々な行事に参加している。また、市各種役員（市男女共同参画推進協議会委員、市明るい選挙推進協議会委員、市総合振興計画審議会委員、市社会福祉協議会理事等）の職務も務め、その多角的な見識が、教育委員会活動に反映されている。</p>	
	教育振興基本計画	進捗状況と検証	<p>【参照】 (2) 施策等</p>	

## (2) 施策等(後期延長計画)

### ① 評価を行った教育振興基本計画の後期延長計画事業

教育大綱と基本目標(めざすべき姿)及び基本計画(施策)

#### 教育大綱(平成27年度～平成29年度、平成30年度～令和6年度)

##### 基本目標

12年間を通じてめざすべき教育の姿(平成25年度～令和6年度)

##### 「伊佐のふるさと教育」の推進

- (1) 地域と学び、未来に生かす人づくり
- (2) 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

##### 伊佐市教育の基本方針

- (1) 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育
- (2) 社会の変化に柔軟に対応する教育
- (3) 学校・家庭・地域・企業・各種団体等と市の相互連携・協力の強化
- (4) 人・地域が活性化する交流の促進
- (5) 人権同和教育の推進

#### 基本計画 今後7年間に集中して取り組む施策(平成30年度～令和6年度)

1 学校教育の充実 生きてる力と豊かな感 覚がかなう	2 次代を担う、心身とも にたくましい青少年の育成 青少年の育成 坂達も	3 生涯学習の推進及び 文化芸術活動の振興 生涯学習の推進及び 文化芸術活動の振興	4 郷土の歴史・伝統文化 の保存・継承と活用 郷土の歴史・伝統文化 の保存・継承と活用	5 心身を磨き、健康づくりを図る スポーツ活動の推進 心身を磨き、健康づくりを図る スポーツ活動の推進	6 安全・安心な学校給食 の提供 安全・安心な学校給食 の提供	7 教育環境の整備推進 教育環境の整備推進	8 人権同和教育の推進 人権同和教育の推進	9 かごしま国体及び成南 功部九州高校総体の成南
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 確かな学力の定着</li> <li>(2) 生徒指導の充実</li> <li>(3) 情報教育の推進</li> <li>(4) 特別支援教育の推進</li> <li>(5) 幼保小中高連携の推進</li> <li>(6) 開かれた学校の推進</li> <li>(7) 極小規模校の教育充実</li> <li>(8) 学校運営の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) たくましい気力や体力を培う学校</li> <li>(2) 青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進</li> <li>(3) 家庭の教育力向上</li> <li>(4) 読書活動の推進</li> <li>(5) 学校保健及び安全の推進</li> <li>(6) 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習機会の充実</li> <li>(2) 文化芸術活動の充実</li> <li>(3) 地域コミュニティとの連携と社会教育団体の支援</li> <li>(4) 市立図書館の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財の保存と活用</li> <li>(2) 郷土民俗芸能の継承</li> <li>(3) 歴史資料館の整備と活用</li> <li>(4) 郷土に対する関心や理解の深化</li> <li>(5) 海音寺潮五郎記念事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年スポーツの推進</li> <li>(2) 地域スポーツ活動の推進</li> <li>(3) コミュニティスポーツクラブの育成支援</li> <li>(4) 運動に対する関心や理解の深化</li> <li>(5) 海音寺潮五郎記念事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校給食センターの円滑な運営</li> <li>(2) 食育の推進</li> <li>(3) 地産地消の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校施設の安全対策と教育環境の整備</li> <li>(2) 社会教育・体育施設の安全対策と環境の整備</li> <li>(3) 魅力ある高校づくりの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権問題への正しい認識と理解</li> <li>(2) 人権同和教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 燃ゆる感動かごしま国体ースプリント大会の成功</li> <li>(2) 平成31年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技大会の成功</li> </ul>

② 評価を行った対象事業

No.	教育振興基本計画（後期）に掲げる 施策	事務事業	担当課
1	生徒指導の充実	・教育相談事業	学校教育課
2	幼保小中高連携の推進	・子育て支援の充実 ・幼稚園運営事業	学校教育課
3	文化芸術活動の充実	・文化芸術鑑賞 ・参加体験型文化事業 ・文化団体等の連携と活動支援	文化スポーツ課
4	地域コミュニティとの連携と 社会教育団体の支援	・公民館講座運営事業 ・青少年教育推進事業	社会教育課
5	郷土民俗芸能の継承	・郷土芸能保存事業	社会教育課
6	地域スポーツ活動の推進	・地域スポーツ活動	文化スポーツ課
7	地産地消の推進	・学校給食事業	学校給食センター
8	魅力ある高校づくりの支援	・中高連携推進事業	教育総務課

## 1-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策	生徒指導の充実		
教育振興基本計画に基づく方向性	生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実		
第2次伊佐市総合振興計画	施策No.3-1 学校教育の充実		
目的	学校での生徒指導の充実に向けた支援体制を整え、学校や児童生徒の課題解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図り、生徒指導の充実を目指す。		
事業	教育相談事業	担当課	学校教育課
【事業内容】 いじめや不登校などを未然に防止するため、児童生徒がいつでも相談できる環境を整えて、早期発見、早期解決につなげる。			
事業費 コスト	事業費 12,555,000円 主な内訳 いじめ問題専門委員会報酬、会計年度任用職員報酬（教育相談員、教育支援センター支援員、スクールソーシャルワーカー）等		
目的 達成 の 手 段	目標 (指標) 1 いじめ問題専門委員会で伊佐市のいじめ問題を含む生徒指導の現状を把握し、専門的な見地から課題等について対策を検討することにより、生徒指導の充実を図る。 2 教育相談員及びスクールソーシャルワーカーの活用により、課題のある児童生徒の心身の状況の把握や心の安定化を図ったり、課題解決に向けた学校・教育委員会・関係機関への情報提供を行うなど、学校の教育相談及び指導体制の充実を図る。 3 学校へ登校することが難しい児童生徒の社会的自立へ向けた活動を行う伊佐市教育支援センターで、学校への復帰へつなげる取組の充実を図る。		
反省・ 効果	いじめ問題では、「早期発見、早期対応、丁寧な解決」という基本認識の下に対応し、令和6年度は全ての小中学校でいじめが認知され、早期発見、早期対応に努めることができた。また、不登校児童生徒の増加が課題としてあり、特に小学校低学年からの不登校児童、新規の不登校児童生徒が増加した。教育相談員、関係機関等と連携し、一人一人の実態に応じた支援を図る必要がある。 今後は、学校だけでは解決が難しい事案や児童生徒の安全確保のための事案等については、学校から警察や児童相談所へ連絡するなど、積極的な連携を行うよう指導を行う。そして、不登校児童生徒へ寄り添いながら、社会への自立を促すために、教育支援センターにおいて、居場所づくりを行う必要がある。また、家庭への支援として、スクールソーシャルワーカーを派遣し、こども課や福祉課との連携を密に行っていく。		

## 1-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)	評価区分(指標)		判定	理由	
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	5	児童生徒の心の安定、またそのための生徒指導の充実を図ることは、最も重要な課題であると捉えている。	
		4			
		3			
		2			
		1			
	施策目的達成の手段として適当か	5	5	本事業の推進にあたっては、関係機関との連携が必要不可欠なものである。	
		4			
		3			
		2			
		1			
	公共関与すべきものか	5	4	市教育委員会の責務であると考える。	
		4			
		3			
		2			
		1			
効率性	経費節減の手法はないか	5	5	関係機関との連携強化が事業の成否を成すもので、市教育委員会の責務であると考える。	
		4			
		3			
		2			
		1			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	4	児童生徒のみならず教職員、保護者や関係機関を対象に情報提供、学習することに意義を見出している。	
		4			
		3			
		2			
		1			
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5	4	関係機関との連携充実が図られ、児童生徒の生徒指導の充実へ向けた取組は十分に成されている。	
		4			
		3			
		2			
		1			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	4	概ね計画のとおりに進捗しているが、幅広い課題の解決に向けて、今後も関係機関との連携を深めたい。	
		4			
		3			
		2			
		1			
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価 A	平均点数 4.43
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	学校においては、生徒指導の充実に向けた支援体制を整え、関係機関との連携を図っている。また、様々な研修会が設定され、大切な学びの場となっている。そして、相談員やスクールソーシャルワーカー等が学校において不登校児童生徒やその保護者をつなぐ重要な役割を担い、教育支援センターは不登校児童生徒の安心できる居場所となっている。今後も関係機関と連携を図りながら、生徒指導の充実を推進する。				

## 1-3 外部評価

外部評価委員の意見	いじめや不登校の問題は全国的にも深刻化しており、本市においても喫緊かつ重要な課題である。いじめの早期発見・早期対応に努め、スクールソーシャルワーカーの配置など適切な対応が行われている点は評価できる。また、不登校児童生徒の状況を積極的に把握し、心理的安全性を確保する取組がなされていることも意義深い。一方で、不登校児童生徒の増加や低年齢化により、現場の教職員への負担が大きくなっていることも懸念される。教育支援センターを安心できる居場所としてさらに充実させるとともに、ソーシャルワーカーの派遣や他機関との連携を強化し、家庭への支援策を拡充してほしい。また、学校だけでは対応が難しい事案もあることから、いじめ問題専門委員会のメンバーに放課後等デイサービスや学童の職員など多様な立場の人材を加えることも検討に値する。今後も現場の声を丁寧に拾い上げつつ、子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を継続してほしい。
-----------	--

## 2-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策	幼保小中高連携の推進		
教育振興基本計画に基づく方向性	生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実		
第2次伊佐市総合振興計画	施策No.3-1 学校教育の充実		
目的	子どもの生活の連続性及び発達や学びの連続性を意識し、それぞれの学校（園）等が発達段階に応じて、その役割をしっかりと果たすとともに、各段階間の円滑な接続を図る。		
事業	子育て支援の充実 幼稚園運営事業	担当課	学校教育課
目的達成の手段	<p><b>【事業内容】</b>            市立幼稚園を運営するために必要な経費を執行する。</p>		
	事業費 コスト	事業費 6,805,000円 主な内訳 委員・非常勤職員報酬（学校医及び学校薬剤師）、会計年度任用職員報酬（園長、幼稚園教諭、代替保育士）等	
	目標（指標）	1 各種の研修会、連絡協議会等をとおして、各校種の教員同士のコミュニケーションを活性化させ、連携の充実を図る。 2 特別支援教育を柱として、支援を必要とする幼児児童生徒の情報交換を円滑に行い、効果的な支援を行う。 3 ねらいを明確にした計画的な交流をもとに、子ども間の交流を充実させる。 4 市立本城幼稚園は、その設置目的を踏まえ、園児の健全な心身の発達と特色ある幼児教育の充実を図る。	
	反省・効果	校（園）種を超えた幼保こ小連携研修会では、令和6年度から、「いさ型架け橋カリキュラム」の策定に着手し、より連携を深めるための協議を続けています。幼保こ小連携充実のために各ブロックでは、円滑な接続へ向けて、交流や研修を行うことができている。 小中連携では、各中学校区で小中一貫教育実践研修会を行い、小中学校の教職員が義務教育9年間の教育活動を理解し、全体の教育活動において自分たちの果たすべき役割をしっかりと認識した上で、円滑な接続へ向けて、研修を深めることができた。 市内の幼児児童生徒の情報交換を円滑に行い、特別支援教育や交流活動、体験活動等を中心とした市内3高校との連携の推進を更に図る必要がある。	

## 2-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)	評価区分(指標)		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	5 幼児児童生徒の生活の連続性及び学びの連続性の確保、またそのための教育の充実を図ることは、最も重要な課題であると捉えている。
		4	緊急ではないが、必要性がある	
		3	概ね必要性や緊急性がある	
		2	必要性や緊急性が低い	
		1	必要性や緊急性がない	
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5 本事業の推進にあたっては、関係機関との連携が必要不可欠なものである。
		4	政策達成に貢献しており妥当である	
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である	
		2	有効ではないがほぼ妥当である	
		1	有効でなく妥当でない	
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4 市教育委員会の責務であると考える。
		4	市が実施することが望ましい	
		3	一部民間で実施可能である	
		2	民間で実施可能である	
		1	民営化、民間実施すべきである	
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5 関係機関との連携強化が事業の成否を成すもので、市教育委員会の責務であると考える。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある	
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない	
		2	経費削減の余地がある	
		1	経費削減が十分可能である	
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5 幼児児童生徒のみならず教職員、保護者や関係機関を対象に情報提供、学習することに意義を見出している。
		4	概ね設定は適切である	
		3	対象や負担の見直しが可能である	
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である	
		1	対象や負担の見直しを要する	
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4 関係機関との連携充実が図られ、幼児児童生徒の円滑な接続へ向けた取組は十分に成されている。
		4	目標を達成している	
		3	概ね目標を達成している	
		2	目標を若干下回っている	
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い	
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4 概ね計画のとおりに進捗しているが、幅広い課題の解決に向けて、今後も関係機関との連携を深めたい。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している	
		3	一部滯りが見られるが進捗している	
		2	計画・目的どおり進捗していない	
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である	
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価 A 平均点数 4.57
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点	
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点	
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点	
	幼保小中高においては、円滑な接続に向けた連携体制を整え、連携・協働した取組の推進が図られた。また、様々な研修の機会等が設定され、現在までも計画的に実践が為されている。今後、教職員の連携・協働の充実のために幼保こ小連携研修会、各中学校区小中一貫教育実践研究会、中高連携推進事業等による連携推進を図る必要がある。			

## 2-3 外部評価

外部評価委員の意見	「いさ型架け橋カリキュラム」の策定をはじめ、小中連携の充実に向けた取組が進められていることは高く評価できる。各中学校区での研修会等を通じて教職員の資質向上が図られており、幼保こ小の連携や特別支援教育、交流・体験活動など、子どもの発達や学びの連続性を意識した取組が進められ本市にあった効果的な取組を期待したい。一方で、各中学校区における小中一貫教育については研修会等の実施により一部で連携されているものの、各学校においては実感性が十分とは言えず、更なる連携の推進が望まれる。また、「いさ型架け橋カリキュラム」など特徴ある取組については、市民にも広く周知される工夫をお願いしたい。児童生徒数の状況や特別支援学校の開校といった今後の状況を踏まえ、地域や関係機関を含めた効果的な連携の在り方を検討し、保護者の不安軽減にもつながる取組を進めてほしい。
-----------	--

### 3-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策	文化芸術活動の充実		
教育振興基本計画に基づく方向性	互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興		
第2次伊佐市総合振興計画	基本目標3 施策3 (1) 文化芸術活動の充実		
目的	市民が気軽に参加できる文化活動、良質な文化にふれる機会の提供や自主的な文化活動を支援し、文化芸術の振興を図る。		
事業	文化芸術鑑賞、参加体験型文化事業、文化団体等の連携と活動支援	担当課	文化スポーツ課
目的達成の手段	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 主催事業 … 和太鼓講習会、吹奏楽部楽器指導、夏休み親子文化教室、「三島 吏恵」公演</p> <p>(2) 共催事業 … いさのおんがくたいミニ・コンサート（9回）、いさのおんがくたいアウトリーチコンサート（8回）</p> <p>(3) 後援事業 … 第36回伊佐子ども芸術祭典、第15回伊佐市文化祭</p> <p>(4) 伊佐市文化祭運営補助、伊佐ちいき芸術祭典運営事業補助などの活動支援</p>		
	事業費コスト	いさのおんがくたい関連経費 「三島 吏恵」公演 伊佐ちいき芸術祭典事業補助金 中学校吹奏楽部楽器指導 伊佐市文化祭支援補助金 夏休み親子文化教室ほか	1,728,000円 447,095円 500,000円 245,509円 200,000円 112,110円
	目標(指標)	<p>(1) 子どもから大人まで誰でも関心が持てるよう、様々な文化芸術の鑑賞・発表・体験機会の充実に向けた環境づくりを目指す。</p> <p>(2) 市文化協会や文化芸術関係団体と連携し、その活動に対する情報発信と支援をするなど、必要な対策を効果的に実施する。</p>	
	反省・効果	<p>自主文化事業「三島 吏恵」公演では、迫力あるコンサートに観客が魅了された。</p> <p>また、いさのおんがくたい事業、ミニ・コンサートでは、吹奏楽団をはじめとした団体・奏者による様々な楽器演奏を聴く機会となった。アウトリーチコンサートでは、学校・認定こども園において生の演奏に加え、音楽や楽器にまつわる話を直接聴くなどの機会を設けることができた。しかし、令和6年度をもって実行委員会が解散したため、今後の事業展開を検討する必要がある。</p> <p>近年、高齢化が進むなか、文化芸術関係団体への支援のあり方や、承継問題など新たな問題に直面している。文化芸術関係団体に寄り添い、課題と向き合い、必要な支援策を検討したい。</p>	

### 3-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)	判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5 市民生活にかかわる緊急の事業である	4	本事業は、市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会・場所を提供する必要がある。
		4 緊急ではないが、必要性がある		
		3 概ね必要性や緊急性がある		
		2 必要性や緊急性が低い		
		1 必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5 きわめて有効な手段である	3	様々な課題はあるが、文化芸術関係団体と協力しながら、政策達成に向け活動を展開している。
		4 政策達成に貢献しており妥当である		
		3 概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2 有効ではないがほぼ妥当である		
		1 有効でなく妥当でない		
効率性	公共関与すべきものか	5 市が実施しなければならない	3	市・文化芸術関係団体がお互いに協力しながら、事業展開していくことが必要であると考える。
		4 市が実施することが望ましい		
		3 一部民間で実施可能である		
		2 民間で実施可能である		
		1 民営化、民間実施すべきである		
	経費節減の手法はないか	5 削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	必要最低限の経費を計上しているので、削減できない。
		4 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3 対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2 経費削減の余地がある		
		1 経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5 適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	対象や受益者負担の設定は概ね適切であると考えるが、社会情勢の変化や実態を踏まえ、必要に応じて検討したい。
		4 概ね設定は適切である		
		3 対象や負担の見直しが可能である		
		2 対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1 対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5 目標を達成し、十分な成果が得られている	3	市・文化芸術関係団体とともに、目的をもった事業展開はできたと考えており、概ね目標は達成している。成果については、将来を見据え、継続的に事業展開が必要である。
		4 目標を達成している		
		3 概ね目標を達成している		
		2 目標を若干下回っている		
		1 目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5 計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画・目的どおりに進捗している。なお、ミニ・コンサート等の事業を運営されていた団体が令和6年度に解散したため、今後、事業計画を検討する必要がある。
		4 概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3 一部滯りが見られるが進捗している		
		2 計画・目的どおり進捗していない		
		1 計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの B 一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの C 改善、若しくは早急の見直しが必要なもの D 当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	A かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価 B 平均点数 3.71
		B 一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点	
		C 改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点	
		D 当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点	
	事業の開催時期、内容の精査など、慎重に判断し、目的をもった事業を計画通り実施することができた。市文化祭や伊佐ちいき芸術祭など、文化芸術関係団体の継続的な事業実施とその支援、また現代版組踊鬼武藏や「人生フルーツ」映画上映会など、市民団体の自主事業の増加などは、大きく評価できる。今後も、文化芸術関係団体だけでなく、主体的に活動する個人や団体とも協働し、文化の薰りのするまちを目指したい。			

### 3-3 外部評価

外部評価委員の意見	計画された自主事業が滯りなく実施されていることは評価でき、伊佐市における文化芸術振興への取組に感謝する。地方において文化芸術に触れる機会は限られている中で、教育委員会が良質な文化を提供する役割は大きく、今後も引き続き自主事業の充実と選定に努めていただきたい。また、文化芸術団体との連携をさらに強化するとともに、児童生徒や若い世代が積極的に参加できる仕組みを整え、文化事業が次世代へ継承されるよう工夫していただきたい。併せて、文化芸術団体の承継問題や「いさのんがくたい実行委員会」解散に伴う対応については、市教育委員会として方針を示し、速やかに取り組むことが望まれる。伊佐に根付く文化芸術を大切にしながら、「文化の薰りのするまち」を目指した取組がさらに広がることを大いに期待する。
-----------	---

#### 4-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策	地域コミュニティとの連携と社会教育団体の支援		
教育振興基本計画に基づく方向性	互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興		
第2次伊佐市総合振興計画	施策No.3-3 社会教育の充実		
目的	校区コミュニティ協議会と連携を深め、地域全体での社会教育及び生涯学習の振興を図る。		
事業	公民館講座運営事業 青少年教育推進事業	担当課	社会教育課
【事業内容】	<p>校区コミュニティ協議会との連携</p> <p>青少年健全育成、公民館講座など校区公民館活動の推進</p>		
事業費 コスト	校区社会教育事業業務委託 高齢者学級講師謝金 校区コミュニティ青少年体験活動講師謝金 伊佐市ふるさと学寮事業補助金	10,827,960円 50,000円 20,000円 454,020円	
目的 達成 の 手 段	目標 (指標)	<p>(1) 校区社会教育推進員を中心に校区コミュニティ協議会と連携して、地域ぐるみで青少年を見守り育てる環境づくりを推進する。</p> <p>(2) 校区公民館施設を生涯学習の拠点として活用し、地域住民の学びの機会を充実させる。</p>	
	反省・効果	<p>13校区コミュニティ協議会に社会教育推進員を配置し、青少年健全育成や公民館講座に関する事業など、各校区で特色ある活動を実施した。</p> <p>青少年健全育成に関する事業では、毎月第3土曜日である「青少年育成の日」を基準に青少年体験活動を年9回以上、異世代間交流による「ふるさと教育」を推進するため高齢者とのふれあい活動を年2回以上実施。ふるさと学寮は10校区で実施され、133人の参加者があった。支援者が高齢化しているため、人材の掘り起こしが必要である。</p> <p>また、各校区内で受講生を募集、成人学級や公民館講座を開設し、生涯学習の機会を提供できた。</p> <p>社会教育活動の推進に向け、地域コミュニティとの連携を強化するため、校区社会教育推進員研修会を年2回実施した。</p>	

## 4-2 内部評価（自己評価）

評価項目（評価の視点）		評価区分（指標）		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかる緊急の事業である	4	人口減少が進む本市において、社会教育を推進するため、校区コミュニティ協議会との連携は、最も重要なものである。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5	本事業の推進については、校区コミュニティ協議会との連携が必要不可欠である。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務であると考える。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費削減の手法はないか	5	削減できない（対象・活動量削減も不可）	5	事業推進のため校区コミュニティ協議会に社会教育推進員を配置しており、その人件費を予算措置しているため、削減できない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	5	市民が対象であり設定は適切である。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	3	各校区コミュニティ協議会において事業の実施回数や内容にばらつきがあるが、概ね成果が得られている。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	関係機関の協力により、事業自体は概ね計画通りに進捗しているが、今後も関係機関との連携を深めたい。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滯りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価 A	平均点数 4.43
		一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	校区の社会教育推進員を中心に事業が進められているが、校区により連携や活動への理解にばらつきが見受けられ、事業推進が十分に図れていない部分があることから、今後も更に、社会教育推進員との情報交換及び研修を通して連携を深め、円滑な事業推進の必要がある。				

## 4-3 外部評価

外部評価委員の意見	本市独自の「ふるさと学寮」は、伝統ある事業で子どもたちや地域にとって有意義で高く評価されており、今後も継続と発展が望まれる。そのため、本市独自の取組として広報に努め、校区間の格差を解消するため合同開催など実施を期待する。各事業への取組に校区でばらつきがないように、校区コミュニティとの連携を深め、地域によって格差があるのであれば研修の場を提供して欲しい。学校での行事が減っていく中、コミュニティが取り組む活動は、地域の方や子どもたちにとって、とても必要なことだと思う。今後も事業推進に期待する。
-----------	---

## 5-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策	郷土民俗芸能の継承		
教育振興基本計画に基づく方向性	郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用		
第2次伊佐市総合振興計画	施策No.3-3 歴史、文化の継承		
目的	貴重な地域文化である郷土芸能の伝承・保存活動を支援し、次世代に継承する。		
事業	郷土芸能保存事業	担当課	社会教育課
目的達成の手段	<p><b>【事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>伊佐市郷土芸能保存会と連携して、継承活動に必要な資金面も含め、支援を行う。</li> <li>次世代に引き継ぐため、市が保有する郷土芸能の映像記録を整理し、インターネット上で公開する。</li> <li>多くの人に郷土芸能に触れていただけるように、市行事などでの発表の機会を設ける。</li> <li>小学校で児童が、郷土学習の一環で郷土芸能を学ぶとともに、さらに体験して伝承活動に加わる機会が作れるように、小学校や各郷土芸能保存会と連携する。</li> </ol>		
	事業費コスト	伊佐市郷土芸能保存会運営事業補助金 500,000円	
	目標(指標)	伊佐市郷土芸能保存会の加盟団体数の現状維持 (令和6年度当初の加盟団体数 10団体)	
	反省・効果	<p>令和6年度活動</p> <p>1 伊佐市郷土芸能保存会と連携した支援 伊佐市郷土芸能保存会を通じて、郷土芸能の発表を行った10団体に出演報償を支出したほか、道具の修繕や新調に際して、希望団体を募り助成するなど、資金面で活動支援を行った。</p> <p>○ 伊佐市郷土芸能保存会の加盟団体数は、令和6年度当初は10団体だったが、年度中に1団体が退会し、年度末時点での加盟団体数が9団体となった。 どの団体も高齢化や担い手不足などで継承活動が困難な状況にあるが、引き続き、資金面も含めて支援を継続的に行い、貴重な郷土文化が伝承されるよう環境づくりを推進したい。</p> <p>○ 市が保有する郷土芸能の映像記録を整理し、7つをYouTubeで公開した。 また、郷土学習本「のびゆく伊佐市」に郷土芸能記録DVDの一覧表を掲載して、学校等にDVDを貸し出し、郷土学習に活用できる態勢を整えた。</p> <p>○ 11月の市行事「伊佐ふるさとまつり」で、平出水太鼓踊りが発表を行った。 また、同じく11月、湯之尾神舞が、鹿児島県代表として「九州地区民俗芸能祭」(於:熊本県八代市)に出演するなど、各保存会・市・県などが連携して、大勢の人に見ていただける発表の機会を設けることが出来た。</p>	

## 5-2 内部評価（自己評価）

評価項目（評価の視点）		評価区分（指標）	判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5 市民生活にかかわる緊急の事業である	3	高齢化や担い手不足などで継承活動が困難な郷土芸能団体も多く、貴重な地域文化が消滅する危険性があるため、重要な課題である。
		4 緊急ではないが、必要性がある		
		3 概ね必要性や緊急性がある		
		2 必要性や緊急性が低い		
		1 必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5 きわめて有効な手段である	5	本事業の推進にあたっては、郷土芸能保存団体の統括団体である「伊佐市郷土芸能保存会」との連携が不可欠であり、現在の手段が有効である。
		4 政策達成に貢献しており妥当である		
		3 概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2 有効ではないがほぼ妥当である		
		1 有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5 市が実施しなければならない	5	貴重な地域文化を保存・継承していくためには、行政が施策として関与していくことが重要であると考える。
		4 市が実施することが望ましい		
		3 一部民間で実施可能である		
		2 民間で実施可能である		
		1 民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5 削減できない（対象・活動量削減も不可）	5	郷土芸能保存の課題は、一定程度、資金面の充実で解決する部分もあり、一度消滅してしまうと再興が困難な郷土芸能を保存・継承していくためには、経費の現状維持が必要である。
		4 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3 対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2 経費削減の余地がある		
		1 経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5 適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	5	郷土芸能の継承は、貴重な地域文化を保護するだけにとどまらず、継承活動を通じて世代を超えた地域住民の交流が活発化し、また観光面での地域魅力化に繋がるなど、多くの市民等が恩恵を受ける事業である。
		4 概ね設定は適切である		
		3 対象や負担の見直しが可能である		
		2 対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1 対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5 目標を達成し、十分な成果が得られている	3	高齢化や担い手不足など市全体の課題とリンクする部分も多いが、概ね目標を達成している。
		4 目標を達成している		
		3 概ね目標を達成している		
		2 目標を若干下回っている		
		1 目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5 計画・目的どおり進捗している	5	目的に沿って課題解決に取り組んでおり、今後も伊佐市郷土芸能保存会と連携しつつ施策を推進したい。
		4 概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3 一部滯りが見られるが進捗している		
		2 計画・目的どおり進捗していない		
		1 計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
		3点		
		2点		
		1点		
	どの郷土芸能団体も高齢化や担い手不足などで継承活動が困難な状況にあるが、引き続き、資金面も含めて支援を継続的に行い、貴重な郷土文化が伝承されるよう環境づくりを推進したい。		A	4.42

## 5-3 外部評価

外部評価委員の意見	郷土芸能の保存活動に尽力されていることには敬意を表するが、少子高齢化の進行により郷土芸能の保存・伝承は年々厳しくなっており、保存会の存続が困難になりつつあることを踏まえると、各団体と丁寧に対話をしながら具体的な解決策を検討し、市保存会との連携を一層強化して取り組む必要がある。小学校での郷土学習を継続して実施し、映像記録についても解説を加えるなど工夫を重ねることが求められる。また、地域に伝わる芸能の存在意義や歴史を住民が理解できるよう工夫し、その文化的価値を次世代に伝えることが何より重要である。
-----------	---

## 6-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		地域スポーツ活動の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進	
第2次伊佐市総合振興計画		施策No.3-4 スポーツの推進	
目的		市民の健康づくり・体力づくり、青少年の健全育成及び地域の交流を図るために、スポーツ関係団体と連携協働し、身近な地域でスポーツ活動のできる環境をつくる。	
事業	地域スポーツ活動	担当課	文化スポーツ課
目的達成の手段	【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"><li>市民スポーツ大会</li><li>国体記念ドラゴンボート大会</li><li>市民スポーツ推進月間（10/5(土)～11/3(月)）</li><li>スポーツ推進委員巡回活動（165回活動）</li><li>学校施設開放事業（屋内運動場13施設・屋外運動施設11施設）</li></ul>		
	事業費コスト	市民スポーツ大会他 593,000円 スポーツ推進委員巡回指導報酬 325,000円	
	目標(指標)	市民一人一人がライフスタイルに応じて楽しめるスポーツ活動の環境を構築し健康づくりや体力づくりの推進を行う。 スポーツ推進委員を活用し、校区単位などで地域のスポーツ活動の推進を行う。	
反省・効果	新型コロナウイルスの影響により、これまで行われてきた行事の実施が困難であったが、今年度から市民スポーツ大会や国体記念ドラゴンボート大会などを実施した。多くの市民の参加があり、大いに盛り上がったが年次的に内容の見直し等も必要だと感じた。今後も、地域において身近にスポーツを親しむ機会の創出と、世代間交流を促進することができる効果的な施策なので、学校、地域、スポーツ関係団体、スポーツ推進委員と協働し、次年度以降も継続して実施していきたい。 <ul style="list-style-type: none"><li>軽スポーツ大会（14校区・3種目・参加者数300名）</li><li>国体記念ドラゴンボート大会（10校区・3種目・参加者数500名）</li><li>市民スポーツ大会（12校区・8種目・参加者数1100名）</li><li>ふれあい駅伝競走大会（12校区・参加者250名）</li></ul>		

## 6-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	本事業は、市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会・場所を提供する必要がある。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適當か	5	きわめて有効な手段である	3	校区コミュニティやスポーツ推進委員・関係団体と協働しており、妥当である。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
効率性	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4	今後も市並びに関係団体が連携しながら、事業を開催していく必要がある。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	必要最小限の経費を計上しているので、削減できない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	4	市が事務局となり、校区ごとに選出された住民により運営され、参加も住民であり、理想的な運営ができている。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	新型コロナウイルスの影響によりこれまで開催できなかつた行事等を久しぶりに開催となつたが、多くの市民が参加し実施することができた。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	校区コミュニティやスポーツ推進委員・関係団体の協力をいただき、概ね計画どおり開催することができた。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滯りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価 A
		B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点	
		C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点	
		D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点	
	市民スポーツ大会や国体記念ドラゴンボート大会など、多くの市民が参加しやすい新たな事業として進めているものもあるが、今後さらに身近で気軽にスポーツができる環境を整えるためには、校区コミュニティ協議会や各スポーツ団体の協力連携が重要となる。スポーツ協会と連携し、各競技団体の活性化と合わせて市民がスポーツ活動に参加しやすい環境整備を進めることで、市民が健康で長生きできる環境づくりにつなげていただきたい。				

## 6-3 外部評価

外部評価委員の意見	市主催の各種事業は計画に沿って実施され成果を挙げており、関係機関や団体との連携、新たな事業への積極的な取組も評価できる。一方で、少子高齢化やコロナ禍、熱中症といった課題を踏まえ、従来の形式にとらわれない新たなスポーツ活動のあり方を検討することが求められる。校区によっては選手の確保が難しい場合もあるため、年齢層・種目・開催時期などを考慮し、誰もが気軽に参加できるニュースポーツの普及や地域特性を活かした大会運営を進めることで、市民が健康で長生きできる環境づくりにつなげていただきたい。
-----------	--

## 7-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		地産地消の推進																																																		
教育振興基本計画に基づく方向性		安全・安心な給食の提供																																																		
第2次伊佐市総合振興計画		施策No.3-1 学校教育の充実																																																		
目的	地域で採れた野菜や伊佐米などを学校給食に利用し、安全な食を提供するとともに、地域の産業、食文化などに興味を持ち理解が深まるよう、食の地産地消の取組を推進する。																																																			
事業	学校給食事業						担当課		学校給食センター																																											
目的達成の手段	【事業内容】 地場産野菜等の活用を行い、旬の食材を使った季節料理や郷土料理など地場産物を活用した献立を実施する。米は100%伊佐米を使用し地場産米の供給維持に努める。																																																			
	事業費 コスト	<input type="radio"/> 市（又は国交付金等）負担			31,910,973円 (29.9%)																																															
		<input type="radio"/> 保護者負担（給食費）			74,856,350円 (70.1%)																																															
	目標 (指標)				賄い材料費 105,588,784円			緊急時対応用備蓄給食 1,178,539円																																												
		<input type="radio"/> 合計（賄い材料費総事業費）			106,767,323円																																															
目的達成の手段	「第3次伊佐市食育推進計画 令和3年度～令和7年度（5ヶ年）：農政課主管」では、第3章食をめぐる現状と課題（2）地産地消の推進5目標数値について（2）地産地消の推進②学校給食における地場産物（重量ベース）の利用割合にて令和7年度の目標数値を35%としている。 今後も地産地消を積極的に推進し、安全・安心な地場産野菜等の活用を図る。																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>伊佐市内産</th> <th>鹿児島県内産</th> <th>県外産</th> <th>合計</th> <th>伊佐米</th> <th>伊佐産活用率</th> <th>県内産活用率</th> <th>伊佐産活用率米含む</th> <th>県内産活用率米含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td>9,860kg</td> <td>7,994kg</td> <td>20,511kg</td> <td>38,364kg</td> <td>21,650kg</td> <td>25.7%</td> <td>46.5%</td> <td>52.5%</td> <td>65.8%</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>11,953kg</td> <td>8,369kg</td> <td>16,535kg</td> <td>36,857kg</td> <td>23,010kg</td> <td>32.4%</td> <td>55.1%</td> <td>58.4%</td> <td>72.4%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>9,744kg</td> <td>9,918kg</td> <td>18,085kg</td> <td>37,746kg</td> <td>22,896kg</td> <td>25.8%</td> <td>52.1%</td> <td>53.8%</td> <td>70.2%</td> </tr> </tbody> </table>														伊佐市内産	鹿児島県内産	県外産	合計	伊佐米	伊佐産活用率	県内産活用率	伊佐産活用率米含む	県内産活用率米含む	R6	9,860kg	7,994kg	20,511kg	38,364kg	21,650kg	25.7%	46.5%	52.5%	65.8%	R5	11,953kg	8,369kg	16,535kg	36,857kg	23,010kg	32.4%	55.1%	58.4%	72.4%	R4	9,744kg	9,918kg	18,085kg	37,746kg	22,896kg	25.8%	52.1%	53.8%
	伊佐市内産	鹿児島県内産	県外産	合計	伊佐米	伊佐産活用率	県内産活用率	伊佐産活用率米含む	県内産活用率米含む																																											
R6	9,860kg	7,994kg	20,511kg	38,364kg	21,650kg	25.7%	46.5%	52.5%	65.8%																																											
R5	11,953kg	8,369kg	16,535kg	36,857kg	23,010kg	32.4%	55.1%	58.4%	72.4%																																											
R4	9,744kg	9,918kg	18,085kg	37,746kg	22,896kg	25.8%	52.1%	53.8%	70.2%																																											
反省・効果																																																				
令和6年度において、伊佐産野菜類の活用は、重量ベースで昨年一昨年と比較し、大きな変動はないが、県外産の割合が増えたため、必然的に活用率は減少している。減少要因としては、伊佐・県内産の野菜類が天候不順等により、急遽、納品できなくなり、県外産に変更した事例等がある。 生産者やJA等との連携により、収穫したての地元産の新鮮な野菜等を優先的に取り入れ、これらを活用した献立を実施することで、児童生徒が給食を通じ、伊佐（鹿児島）の農業に対する理解を深め、農作物の生産者への感謝の気持ちを育んでいきたい。																																																				

## 7-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	地場産野菜等の給食活用は、地元産の食材への理解や関心を深めることにもつながり、今後も継続することが必要である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	地場産の食材を優先的に活用した給食を提供することで、伊佐の農業を知るとともに愛する心情を育てており政策達成に貢献している。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
効率性	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4	学校給食法で義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないとされており、給食提供における地場産物の活用は市の施策として必要である。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	給食に必要な食材を可能な限り地元産で購入することは、市の施策として、市内経済を潤すために有効な手段である。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	対象は市内公立小中学校の全児童生徒(及びその保護者)であり、物価高騰による給食費値上げについても負担しており、公平・公正である。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	2	地元産野菜等の活用と併せて、100%伊佐米を使用しており、地産地消を推進している。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	1	作況や時期によって必要な量の確保が困難な場合もあるが、可能な限り地元産の食材を活用している。 今後は、地元産野菜等の優越的納入方法の検討を行う。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滯りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価 B	平均点数 3.29
		一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
		改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
		当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	地元農産物を積極的に活用し、栄養バランスのとれた安全で美味しい学校給食を提供しており、今後も、児童生徒の心身の健全な発達の為、安心・安全な学校給食を提供できるよう、地元生産者やJAなど関係機関と連携し、継続的に地産地消を推進していく。				

## 7-3 外部評価

外部評価委員の意見	地元生産者やJAとの連携を深め、伊佐産食材の活用を進めていることや、伊佐米を100%使用していることは大いに評価できる。給食を通じて児童生徒が伊佐の農業への理解や生産者への感謝の心を育んでいる点も意義深い。一方で、物価高による食材の品質や品数の低下が懸念される中、国の基準値を満たすエネルギー量の確保に努めるとともに、地場産食材の安定供給に向け関係機関や団体等との連携を図っていただきたい。
-----------	---

## 8-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策	魅力ある高校づくりの支援				
教育振興基本計画に基づく方向性	教育環境の整備推進				
第2次伊佐市総合振興計画	施策No.3-1 学校教育の充実				
目的	市内3つの高校の実施する「魅力ある高校づくり」を支援し、高校の活性化を目指すことで、市内中学生の市内高校への進学率上昇を目指す。				
事業	中高連携推進事業	担当課	教育総務課		
目的 達成 の 手段	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>魅力ある高校づくり補助金（通学費補助、原付通学補助、資格取得補助、検定試験受験料補助、地域学校連携補助を含む）、明光学園生徒確保事業補助金（バス通学費補助、寮費補助、原付通学補助等）及び私立学校運営費補助金、生徒下宿費用等補助金</p>				
	事業費 コスト	魅力ある高校づくり補助金 明光学園を支援する補助金等 生徒下宿費用等補助金 計	3,376,137円 5,503,050円 0円 8,879,187円		
	目標 (指標)	市内中学校から市内の高校へ進学した割合 後期計画策定時（平成29年度）63.7% ⇒ 目標値（令和6年）66.7%			
	反省・効果	年度	中学校卒業生徒数	市内高校入学者数	割合（%）
		H30	207	133	64.3%
		R 1	224	126	56.3%
		R 2	195	100	51.3%
		R 3	198	105	53.0%
		R 4	176	103	58.5%
		R 5	177	101	57.1%
		R 6	206	102	49.5%
<p>広報紙「イサコ一」の発行など市内外の中学校に向けた市内3高校の宣伝を行った。魅力ある高校づくり補助金は、各高校がそれぞれ特色を活かした取組を行っている。中学卒業生徒数は年度で増減はあるものの、市内高校入学者は一定数確保できていることから、これまで継続して事業を行った効果はあるといえる。目標達成には大変厳しい現状であるが、これらの取組を継続し、今後、市内の生徒数が大幅に減少していくことも踏まえ、市内の中学生だけでなく市外の中学生の入学も視野に入れた高校支援策を検討する必要がある。</p>					

## 8-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)	評価区分(指標)		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	5 身近な地域で高等教育を受けられるよう、地元高校の活性化のための取組を行うことは、最も重要な課題であると捉えている。
		4	緊急ではないが、必要性がある	
		3	概ね必要性や緊急性がある	
		2	必要性や緊急性が低い	
		1	必要性や緊急性がない	
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5 高校が中学校や地域と連携事業を行うことは、達成手段として最適であると考える。
		4	政策達成に貢献しており妥当である	
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である	
		2	有効ではないがほぼ妥当である	
		1	有効でなく妥当でない	
効率性	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4 市及び市教育委員会の責務であると考える。
		4	市が実施することが望ましい	
		3	一部民間で実施可能である	
		2	民間で実施可能である	
		1	民営化、民間実施すべきである	
	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4 事業効果の検証等を行いながら、事業に取り組む必要がある。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある	
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない	
		2	経費削減の余地がある	
		1	経費削減が十分可能である	
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	3 事業効果の検証を行うことで、補助の対象者や事業内容の見直しを行うことができる。
		4	概ね設定は適切である	
		3	対象や負担の見直しが可能である	
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である	
		1	対象や負担の見直しを要する	
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	1 市内の高校への入学者数は一定数確保できているが、進学率については目標を大きく下回っている。
		4	目標を達成している	
		3	概ね目標を達成している	
		2	目標を若干下回っている	
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い	
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	2 令和6年度目標値66.7%に対し、実績49.5%である。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している	
		3	一部滯りが見られるが進捗している	
		2	計画・目的どおり進捗していない	
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である	
内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価 B 平均点数 3.43
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点	
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点	
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点	
	これまで様々な支援策を行ってきたが、地元高校に入学する生徒数は横ばいであり、地元進学率は令和5年度以降減少している。今後は市内の生徒だけでなく市外の生徒への魅力発信にも、より注力することで、相乗効果による進学率の上昇に努めたい。			

## 8-3 外部評価

外部評価委員の意見	少子化の現状の中、市内中学校から市内高校への進学率目標66.7%の達成は厳しい状況にあるが、地元高校の存続に向けて様々な施策を講じていることは評価できる。今後は学費や交通事情、スポーツ強化、特色ある学科の設置など、多方面から魅力ある高校づくりを進めるとともに、市外中学生への発信も含め情報提供を強化し、各校の募集活動と連携を図ることが重要である。また、市内中学生数の減少を踏まえ、今後の公立高校の在り方について情報収集するとともに、OB・OGや地域住民の声を取り入れ、地元の生徒自身が「通いたい」と感じられる学校づくりを支援していく必要がある。
-----------	--